

F A X 送付案内

平成 29 年 3 月 23 日

A 4 2 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係
担当者：浜崎

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

千葉県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の 確認について

平素よりお世話になっております。
千葉県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【千葉県における事例の概要】

- ・所在地：千葉県旭市(あさひし)
- ・飼養状況：採卵鶏(約6万8,000羽)

- (1) 本日、千葉県は、死亡採卵鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施
- (2) 当該採卵鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- (3) 現在、当該採卵鶏について遺伝子検査を実施中

農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対策方針を決定。

家きん飼養農場においては、緊張感を持って、農場内へのウイルスの侵入を防ぐため、最大限の警戒をする必要があります。

鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、国外や県外の野鳥及び家きん並びに県内の野鳥で報告されており、県内養鶏農場への侵入リスクは極めて高い状況にあります。さらに、10月から来年5月末日までを「飼養衛生管理基準遵守強化期間」と設定しましたので、農場における野生動物の侵入防止及びねずみ等の駆除対策、農場の出入口での消毒等の飼養衛生管理の徹底並びに特定症の早期通報等の危機管理体制について、再点検をよろしくお願い致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底(車、人)をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう、また、異常を認めたと際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただきようお願い致します。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥のネット対策の長靴、衣服の踏込消毒（隙間水道の水でない場合）は消毒実施）
- 3 飲み水の専用実施の（鶏舎毎の踏込消毒、車両消毒、手指の消毒、鶏舎
- 4 鶏舎消毒の
- 5 周囲への